



TOKOニュースレター

Vol. 56/2015年6月号

発行日：2015年6月29日

梅雨に入っていますが、東京では比較的雨も少なく、暑い日が続いています。
全国的には、局地的な大雨や火山の噴火など、気象状況や自然環境の変化が大きくなっている気がします。
仕事にあっても、日常の生活にあっても、すべてに万全の備えをすることは難しいですが、いざという時に適切な判断・行動ができるように、日ごろから意識を高めていきたいですね。

I. 最新情報（2015年5月1日～2015年5月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年5月 28日	実務 指針	「税効果会計に関するQ&A」の改正について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成27年5月26日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「税効果会計に関するQ&A」の改正を同日付けで公表しましたのでお知らせします。</p> <p>本改正の主な内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) 平成27年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）において、法人税法が一部改正され、外国子会社配当益金不算入制度において外国子会社における損金算入される配当等の額が適用対象から除外されたことから、制度改正に対応するためQ12を見直した。</p> <p>(2) 平成26年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）において、復興特別法人税制度が改正され、復興特別法人税が1年前倒して廃止されることになったため、復興特別法人税に関するQ14を削除した。</p>	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

特になし

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

最近、マイナンバー制度に関する情報が日々報道され、実施へ向けての対応が迫られる状況になってきております。

このニュースレターにおいては、昨年の12月号（Vol. 50）において、制度導入の目的や概要について解説致しましたが、今回は、概要を再確認するとともに、今後のマイナンバー制度の導入に伴う監査業務対応にかかる留意点等を解説したいと思います。

【制度の概要】

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、平成28年1月以降、社会保障、税及び災害対策の分野のうち、番号法で定められた事務について個人番号（マイナンバー）の利用を開始することが予定されています。

マイナンバーとは、国民一人一人に配られる12桁の番号のことで、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務にのみ利用が制限されています。このマイナンバーの利用、提供、収集、保管には制限があり、法律により慎重な取り扱いが求められています。

一方で、法人には13桁の法人番号が指定されますが、個人番号とは異なり、官民間問わずに自由に利用できることとされており。

この法人番号はインターネットを通じて公表される予定であり、①法人番号の指定を受けた者の商号または名称 ②本店または主たる事務所所在地 ③法人番号 の3項目が公表されることとなっております。

【利用等の制限と罰則】

番号法を利用できる事務については、番号法によって限定的に定められています。その為、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用することはできないこととなっております。

また、事業者は番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を他者に提供することはできません。この場合の他者への提供とは、法的な人格を超えての特定個人情報の移動を意味しますので、たとえば親子会社間であっても、従業員の特定個人情報を移動することはできないと考えられます。

さらに、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集または保管することはできないこととなっており、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄または削除しなければならないこととなっております。

このように、取得・利用から削除にいたるまで、各種の制限や保護処置が設けられていることもあり、従来の個人情報保護法等に比べて、罰則は重くなっています。例えば、正当な理由なくマイナンバーを含む個人情報を提供すると4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはそれらの併科となります。

【監査業務における留意事項について】

これまで記載したようにマイナンバーを含む特定個人情報の提供は限定的なものとなっております。

監査業務を実施するに当たっては、たとえば人件費の検討などの場合に、監査人が提供を依頼する資料の中にマイナンバーが記載されている可能性があると考えられます。

この場合のマイナンバーの提供は、番号法で第19条に規定されている「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の継承に伴い特定個人情報を提供するとき。」に該当するものと考えられ、提供、収集又は保管の制限を受けることはないものと考えられます。

当然、監査人は監査において取り扱う特定個人情報が安全に管理されるよう必要かつ適切な監督を行うことが求められますが、それは、監査人が監査手続の実施に際して、正しく特定個人情報を監督すべく被監査会社のコントロール下に置かれる等の制約を受けるものではなく、独立性の阻害要因となるものではないものと考えられます。

ただ、監査手続を実施する上で、必要な監査証拠としてマイナンバーを利用しなければならないケースというのは、現状、ほとんどないものと想定されるので、できるだけ特定個人情報に該当する部分の提供をしないことが、無用の手間や混乱を招かない方法であると思われれます。

その為、監査手続の必要上、マイナンバーの記載のある証憑を監査人に提供する場合には、特定個人情報の部分を削除もしくはマスキングした上で入手する等の対応をした方が良いものと思われれます。

いずれにしても、監査人と被監査会社で十分に協議を行い、監査契約書にも記載する等した上で、混乱の無いように準備していくことが大事であると思われれます。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703